

建築物に附置する駐車施設に関する条例の 一部改正に係るパブリックコメントの実施

◆アピールポイント	市街地における駐車需要の現状を鑑み、開発・土地利用を促進させるため、条例の一部改正（案）について、パブリックコメントの募集を開始しました。
◆意見募集期限	令和5年12月25日（月） ※消印有効
◆内容など	<p>【条例の概要】</p> <p>静岡市は、駐車場法の規定に基づき、違法な路上駐車が発生を防ぎ道路交通の円滑化を図るため、一定規模以上の開発事業に対し駐車場の設置を義務付ける「静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」を定めております。</p> <p>【改正の経緯】</p> <p>近年においては駐車場が十分に整備されたこと等から、道路交通の円滑化が図られているところです。</p> <p>一方、日中のピーク時間帯でもまちなかの駐車場に余裕がある状態であり、開発事業者からは「低利用が見込まれる駐車場を確保・維持していく負担が大きい」という声があります。</p> <p>今回の改正は、需要に見合った駐車場供給へ導くと共に、開発事業における駐車場整備負担を軽減し、開発の促進を図るため、一定規模以上の開発事業に対する駐車場設置義務の緩和を行おうとするものです。</p> <p>詳細については、市公式ホームページをご確認ください。 [https://www.city.shizuoka.lg.jp/445_000187.html]</p>
◆資料の閲覧・配布場所	<ul style="list-style-type: none">市公式ホームページ交通政策課（静岡庁舎新館7階）及び各区の市政情報コーナー
◆受付方法	<ul style="list-style-type: none">郵送または持参 〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1 交通政策課あてファクシミリ 054-221-1060電子申請 [https://logoform.jp/form/79j2/430534]

別紙資料 無

【問合せ】 交通政策課（静岡庁舎7階）

担当 戸塚、草谷

電話 054-221-1471